

■色彩基準の検討について
●中間案における色彩基準

区域全体

- 山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調とする。
- 建築物の基調となる外壁の色彩

色相	明度	色相	彩度
5YR~2.5Y	8~5	10R~2.5Y	3以下
上記の色相以外	7~5	上記の色相以外	1以下

無彩色	N7~N5
-----	-------

※ただし、建築物の外壁において、着色していない木材（焼き杉板等や伝統的塗装等も含む）、漆喰壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩、または、外壁の見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩はこの限りではない。
※俯瞰景観重点ゾーンにおける建築物の外壁については、まち並みの連続性に配慮した素材や色彩を用いるよう努める。

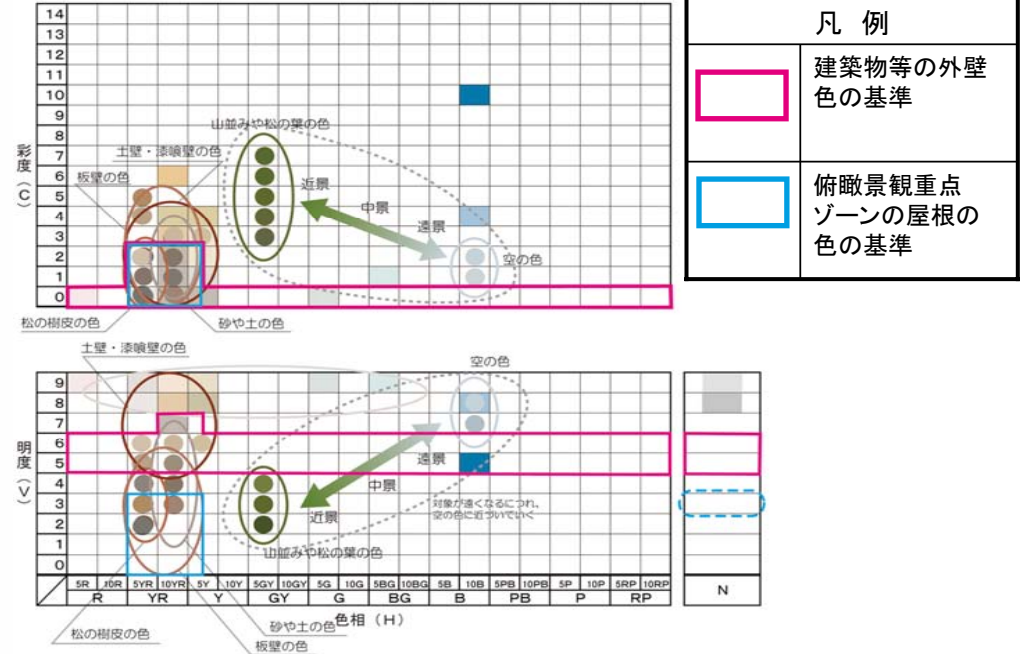
俯瞰景観重点ゾーンのみ

- 周辺環境と調和した落ち着いた色調とする。
- 全ての建築物の屋根は和瓦を基本とし、以下の色彩とする。

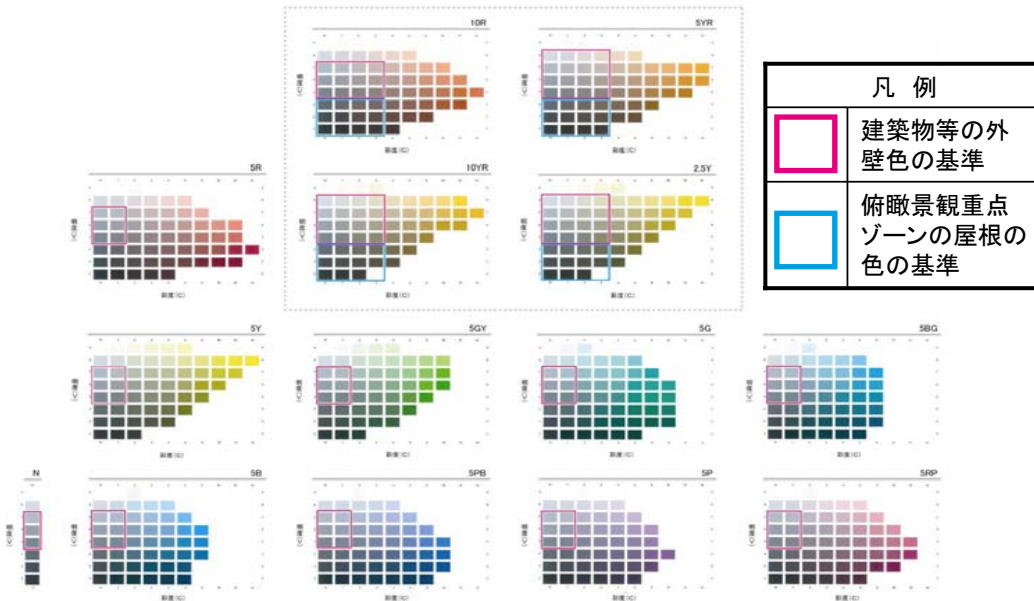
色相	明度	彩度
10R~2.5Y	4以下	3以下

※その他の色相は不可。
※ただし、和瓦の灰やいふし銀色はこの限りではない。

●色彩基準の考え方



●色彩基準範囲内の具体的な色票



基本方針

天橋立及び周辺地域の風土色から、天橋立にやさしく、周囲の自然をよりよく見せるための色彩基準を設定

外壁の色彩基準

- 自然度の高い山並みや天橋立の「緑」に対して際立たせないよう調和に配慮した色彩【明度の範囲 7~5を基本】
- 地域の風土色に配慮した色彩【10R~2.5Yの色相の彩度を3以下・5YR~2.5Yの色相の明度を8以下】
- 周囲の自然環境に馴染ませる色彩【10R~2.5Y以外の色相を彩度1以下】
- 地域の自然や風土色に配慮し、汎用性のある色彩【全色相を対象】

屋根の色彩基準

天橋立の松の樹皮や砂の色と融合し、豊かな表情をみせる色彩【10R~2.5Yの色相を明度4以下、彩度3以下】

■中間案の色彩基準に対する意見と対応案

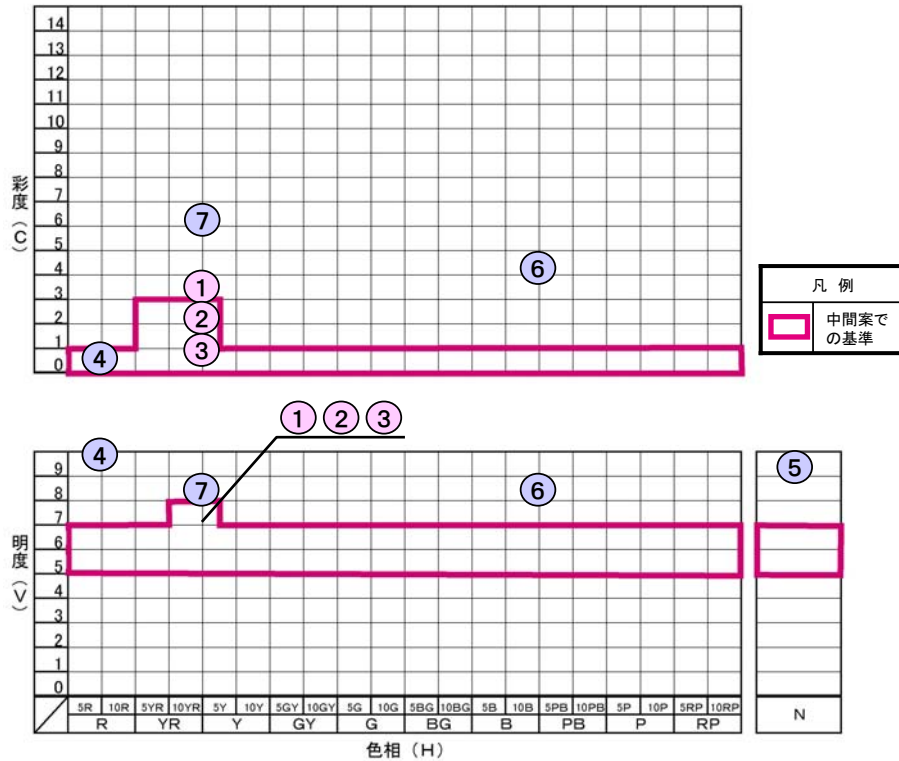
●大規模建築物（4階建以上）の外壁の色彩基準について

意見等の概要

○他都市の景観計画の外壁の色彩基準は明度6~9.5程度とされているが、本基準は明度5~7とされており、まちが暗いイメージになるのではないか。

○低い彩度の設定は色合いのないモノクロなイメージのまちになってしまうのではないか。

中間案の基準と現況建築物の色彩の比較



検討結果

現況の建築物を検討した結果、中間案での基準でも、まちが暗いイメージはない

中間案の基準通りとする

■色彩基準に適合した例



■色彩基準に適合していない例 <赤字が不適合部分>

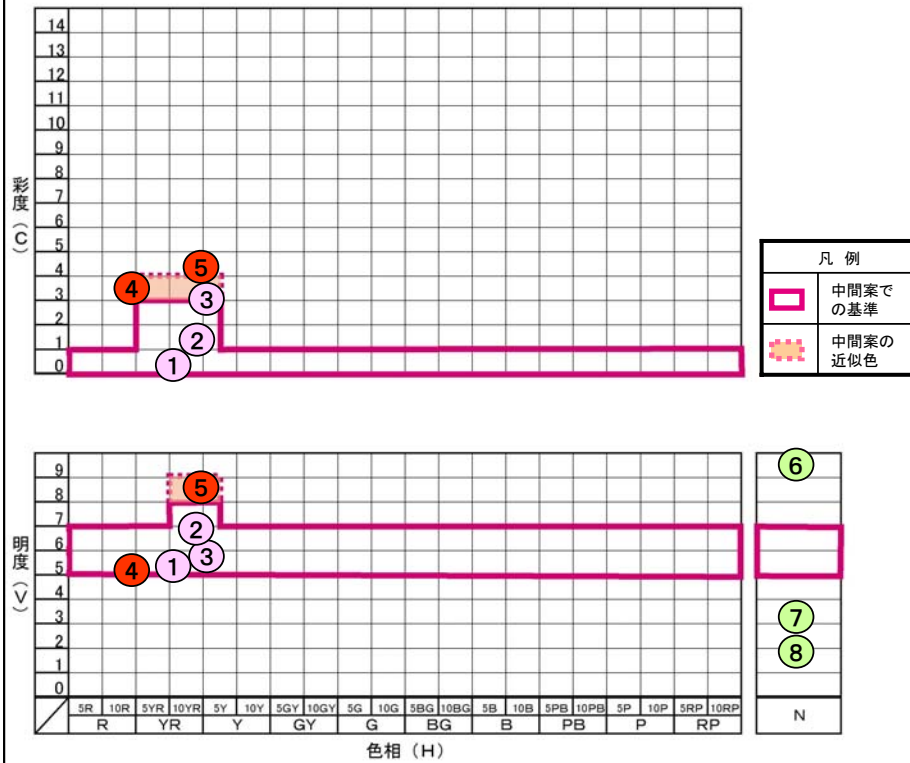


●小規模建築物（3階建以下）の外壁の色彩について

意見等の概要

○本基準では、ベージュ色の漆喰や伝統的な木材防腐処理塗装が施された外壁木材が含まれない場合があり、配慮すべきではないか。

中間案の基準と現況建築物の色彩の比較



検討結果

伝統的な仕様の外壁の色彩を許容

色相10R～2.5Yの範囲 色相5YR～2.5Yの範囲
 彩度3以下 ⇒ 彩度4以下に変更 明度5～8 ⇒ 明度5～9に変更

■色彩基準に適合した例



① 6.5YR5/0.5



② 9YR6.5/1.5



③ 10YR5/3 (他都市)

■色彩基準に適合していない近似例



④ 10R5/4



⑤ 1Y8.5/4

■白漆喰、木材等を使用した外壁(中間案においてただし書の規定により可)

●白漆喰

●焼き杉板



⑥ N9.5



⑦ N2～3



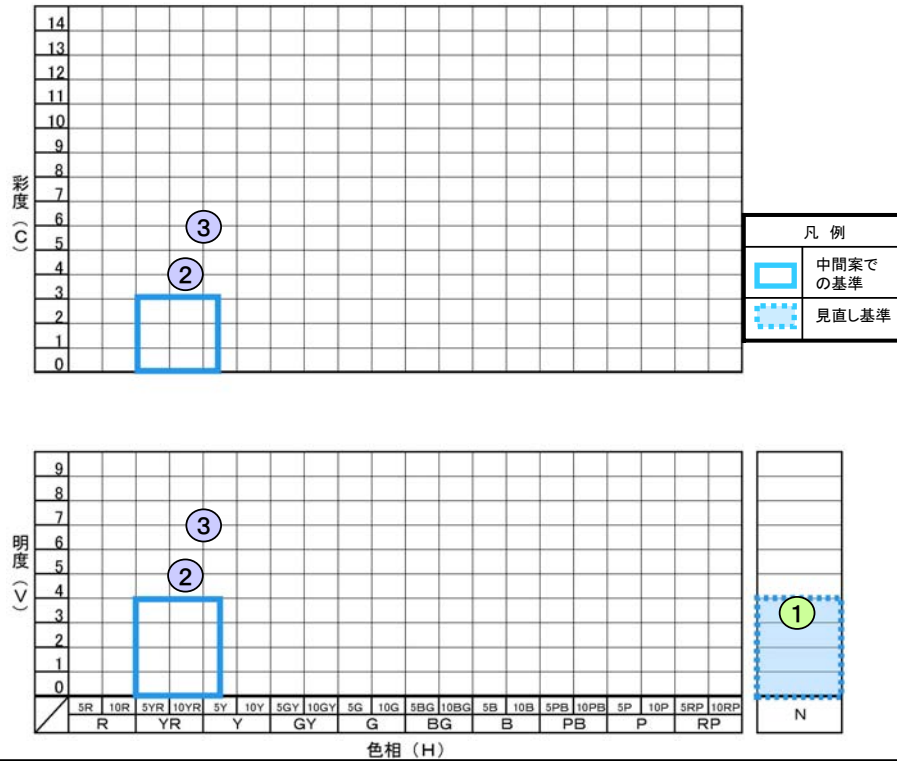
⑧ N1.5

●俯瞰景観重点ゾーンにおける屋根について

意見等の概要

- 建築物の耐震性を考慮し、和瓦以外の屋根材も含めるべきではないか。
(和瓦は重量があり、既存建築物では構造上不安)
- 屋根の色彩基準に無彩色を含めるべきではないか。
(和瓦の「いぶし銀色」をイメージ)

中間案の基準と現況建築物の色彩の比較



検討結果

「和瓦」を基本とした屋根の仕様に、その他の屋根材を用いても色彩基準を設定すれば問題ない

N4以下の和瓦をイメージさせる屋根材を含める

■ 和瓦の事例



① 「いぶし銀色」の和瓦

■ 金属屋根(一文字葺き)等の事例



- 建築物の耐震性等を考慮し、和瓦以外の軽量の屋根材も含め検討
- 「屋根の色彩」は茶系色を含め、無彩色「いぶし銀色」をイメージさせるもの



●色彩基準外の瓦の事例



② 7.5YR5/4程度

③ 10YR7/6程度